

# Society 5.0時代の ヘルスケアの実現に向けて

～患者の医療情報アクセス円滑化～

2021年 3月22日

一般社団法人日本経済団体連合会

## Society 5.0時代のヘルスケアⅡ ～DXによるCOVID-19対応とその先の未来～\*

---

## 患者の医療情報アクセス円滑化

---

\*提言「Society 5.0時代のヘルスケアⅡ～DXによるCOVID-19対応とその先の未来～」  
(2020年7月14日 経団連) をもとに作成

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/062.html>

# 必要な3つのアクション

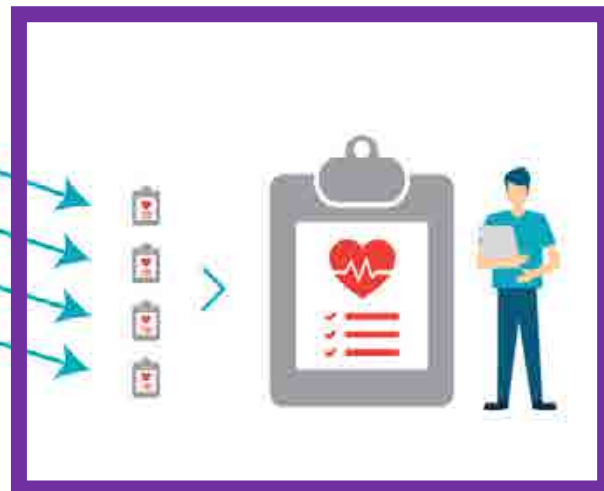
Society 5.0時代のヘルスケアの実現に向け  
withコロナ・postコロナを見据え必要な取り組みを

「個人」 「医療介護提供体制」 「環境・関係法整備」の視点で整理

## 1 「個人起点のヘルスケア」のDX

## 2 「医療介護提供体制」のDX

## 3 DXに向けた環境・関係法制度の整備



個人がライフコースデータにアクセスし活用できる環境を整備  
⇒個人起点の健康管理、予防、未病対策を推進



パーソナルヘルスレコード  
(民間PHR)

開発推進・普及

## 医療データとの連携

- 医療機関から個人への医療データの電磁的形式での提供促進
- 医療機関のインセンティブの検討

## 地域の医療看護介護体制との連携

- 地域の医療看護介護リソースとマッチング

高齢者や乳幼児をサポート

## 事業主健診との連携

- マイナポータルを介して連携
- PHR事業者と企業が直接連携

## アプリによるコロナ対応サポートの推進

PHRのデータと連携し発症の「疑い」をより高い精度で検出

## API連携によるデータの移行

- 薬剤情報、特定健診、乳幼児健診、学校健診等

生活習慣病予防、喫煙・体重管理等の**COVID-19の重症化リスク低減の行動を提案**

産学官医が連携し、インフォデミックを防止

蓄積データ拡大  
蓄積期間延長





民間PHR

あらゆるデータの紐づけ

## ライフログ等の 様々なデータと連携

- 生活、購買、移動等に関するデータ

PHRに蓄積したデータで  
個人が自分の健康をデザイン

## ゲノムデータとの 連携

- ゲノム法の整備状況を踏まえ連携

アプリにより生活習慣病、  
薬物依存症等の重症化予防、  
治療を行う。

データ連携



デジタルヘルス  
アプリ

新たなサービスの開発

## 予防・未病対応アプリ (非医療アプリ) の推進

- 予防や未病対応効果が認められたアプリに関して、政府が認証する制度を新設

## デジタル療法 (医療アプリ) の推進

- 医療機器としての承認基準を明確化
- 治療用アプリの早期承認制度の新設
- 診療報酬制度における位置づけの検討

重症化前の適切な時期に、  
アプリから通院が示唆

個人のヘルスケアに対する理解向上、行動変容の促進

# 各主体がすべきこと

一人ひとりのデータを軸に  
個人、医療介護関係者、政府、企業が連携し取り組みを進める

## 1 Individual

私たち一人ひとは

積極的にデータを提供して  
管理・活用する

人生100年時代に、より健康に  
生きがい・やりがいをも  
って暮らせるように！



## 2 Medical

医療関係者は

データ・先端技術を活用して  
最適な医療を提供する

オーバーワークから解放され、  
先端技術を活用した質の高い  
個別化医療を提供できるように！



## 3 Government

政府は

健康・医療・介護データを  
つなぐ環境を整備する

個人、企業、医療関係者が  
互いに連携してデータを  
使えるように！



## 4 Company

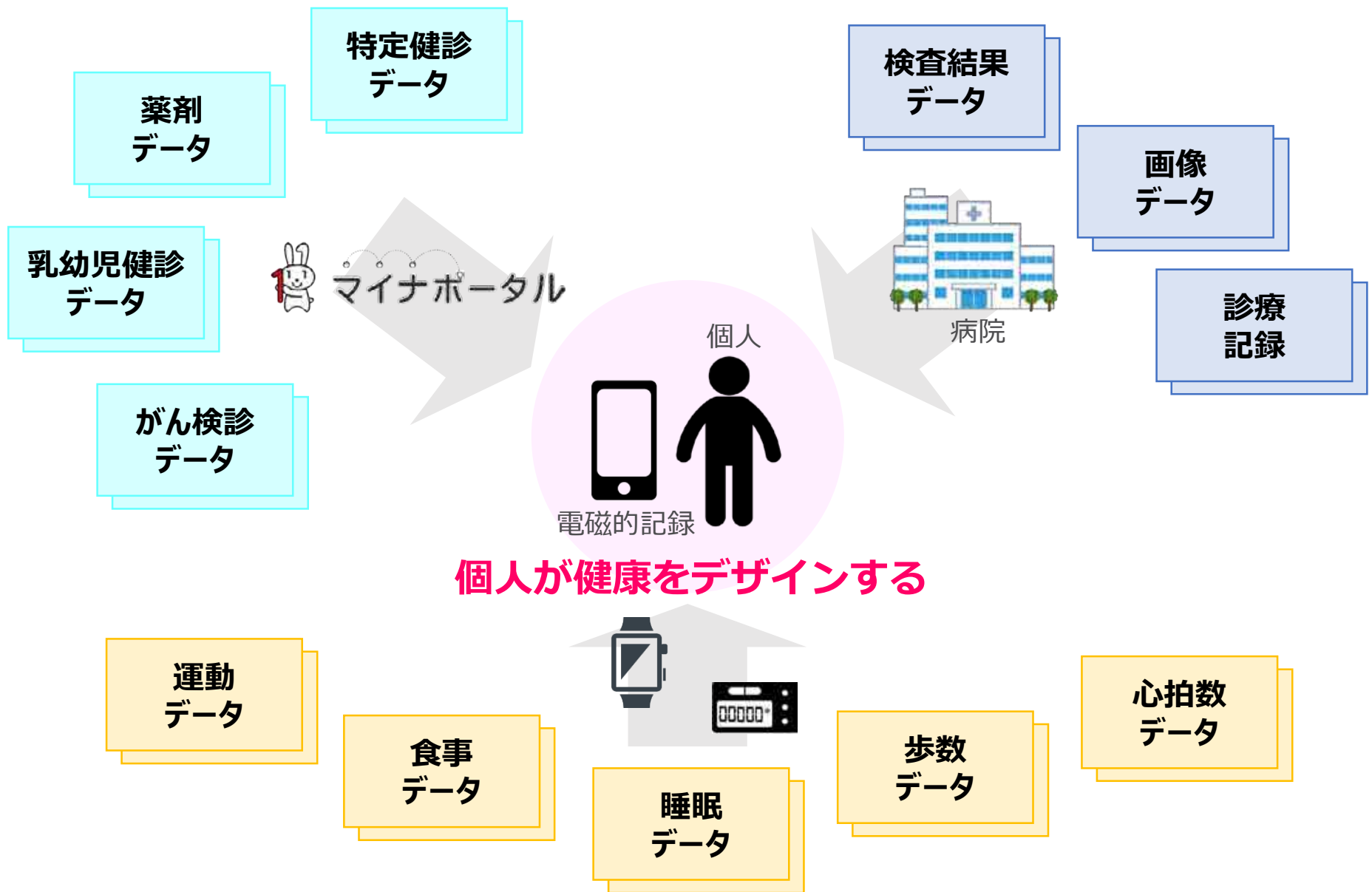
企業は

データを活用し、より良い  
サービスを提供する

個人や医療関係者が  
新たに生まれたサービスを使い、  
ヘルスケアを変えていく！



# 個人が活用できる健康・医療データ



# 医療機関に開示請求可能な診療記録

【「診療情報に関する情報提供等の在り方に関する検討会」報告書】（平成15年6月10日 厚生労働省）

2 本報告書における定義

○「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。

## ◆ 検査結果

血液検査、尿検査、  
その他の検体検査の結果、など

## ◆ 画像

エックス線写真、CT画像、  
MRI画像、その他医療画像、など

## ◆ 診療に関する記録

診療録、処方箋、手術記録、  
看護記録、検査所見記録、など

## ◆ その他

患者の身体状況、病状、治療等  
について作成された記録、など

診療記録を本人が活用できることにより、  
個人を介して複数の医療機関間の情報も連携され、  
個人に蓄積されるデータにより、  
個人起点の健康管理・予防・未病対策が促進されると期待される



# 課題① 診療記録の開示請求方法

## 【診療情報の提供等に関する指針】（平成15年9月12日 医政発第0912001号）

### 7 診療記録の開示

#### (3) 診療記録の開示に関する手続

○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。

① 診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、**申し立ての方式は書面による申し立てとすることが望ましい**が、患者等の自由な申し立てを阻害しないため、開示等の求めに係る申し立て書面に理由欄を設けることなどにより申し立ての理由の記載を要求すること、申し立ての理由を尋ねることは不適切である。

## 【個人情報保護法施行令】（平成15年12月10日 政令第507号）

政令第10条（開示等の請求等を受け付ける方法）

二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（**電磁的記録を含む**。第十四条第一項及び第二十一条第三項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式

**開示請求手続きは、医療機関の窓口へ書面提出を求められる場合があり、請求時と受領時の二度の訪問が必要な場合がある**

## 課題② 診療記録の開示所要日数

### 【診療情報の提供等に関する指針】

(平成15年9月12日 医政発第0912001号)

#### 7 診療記録の開示

##### (3) 診療記録の開示に関する手続

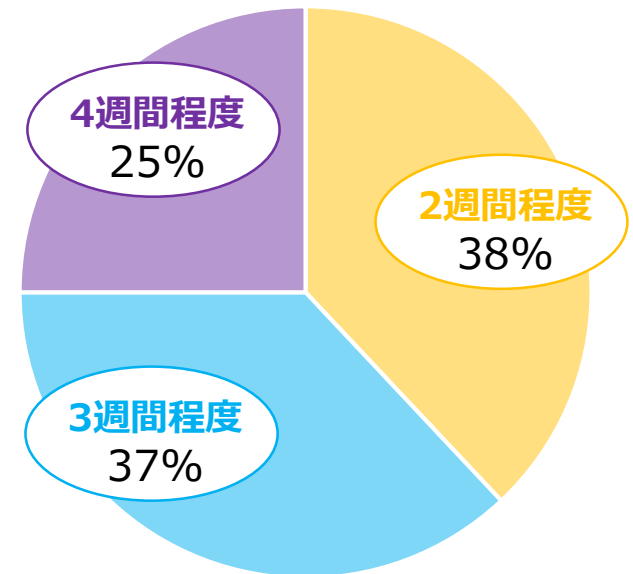
○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。

③ 医療機関の管理者は、担当の医師等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定し、これを申立人に通知する。医療機関の管理者は、診療記録の開示を認める場合には、日常診療への影響を考慮して、日時、場所、方法等を指定することができる。

なお、診療記録についての開示の可否については、医療機関内に設置する検討委員会等において検討した上で決定することが望ましい。

医療機関における診療記録の開示に係る実態調査  
(平成30年7月20日 医政医発0720第2号)

#### 開示所要日数



診療記録の受領までに日数がかかる場合もある

# 課題③ 診療記録の受領方法

## 令和2年 改正個人情報保護法（令和4年 改正法全面施行予定）

現行	改正
<p><b>個人情報保護法</b>（平成15年5月30日 法律第57号）</p> <p>第28条（開示）</p> <p>本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、<b>政令で定める方法</b>により、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>（略）</p>	<p><b>個人情報保護法</b></p> <p>第28条（開示）</p> <p>本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの<b>電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示</b>を請求することができる。（略）</p>
<p><b>政令</b>（平成15年12月10日政令第507号）</p> <p>第9条（個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法）</p> <p>法第28条第2項の政令で定める方法は、<b>書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）</b>とする</p>	<p><b>個人情報保護委員会規則（案）</b></p> <p>第18条の6（本人が請求することができる開示の方法）</p> <p>法第28条第1項（略）の個人情報保護委員会規則で定める方法は、<b>電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする</b></p>

### 【医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス】

（平成29年4月14日 個人情報保護委員会 厚生労働省）

10. 本人から請求による保有個人情報の開示（法第28条）

(1)開示の原則

医療・介護関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けたときは、本人に対し、**書面の交付による方法等により**、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない

**令和4年に施行予定の改正個人情報保護法により、  
電磁的記録による受領方法も含め、本人が指示できるようになるため、  
診療記録においても、電磁的記録の提供の推進が期待される**

# 要望のまとめ

本人が医療機関から診療記録の開示・提供を受けるには、  
医療機関から書面による請求を求められる、日数がかかるなど  
手続きに要する負担が小さくない。

医療機関の診療記録の開示に係る実態も調査した上で、  
診療記録においても、請求や受領等のデジタル化を推進し、  
開示にかかる手続きの負担軽減により、  
個人が活用できる環境整備をお願いしたい。

個人が自らの健康・医療情報を把握・管理し、  
健康管理や病気のケアに主体的に関与することは、  
医療費・介護費の適正化や健康寿命の延伸への寄与も期待される。

# Keidanren

Policy & Action